

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年3月12日（水曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後3時35分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	局 長 補 佐 毛 利 元 議 事 係 主 事 福 田 佳 菜		
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清 水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課島根市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局医事課課長補佐 和口 豊実 事務局総務課主査 森本めぐみ		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

◆勝田鮮二委員長 それではただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、市立病院の先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて令和7年度の当初予算の質疑を行います。その後、福祉部の議案審査、請願審査、当初予算質疑という流れとし

ております。明日の健康こども部も同様に進めてまいります。なお、令和 7 年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【市立病院】

◆勝田鮮二委員長 それでは市立病院に入ります。まず、平野病院事業管理者に挨拶をいただきたいと思います。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。本日、市立病院のほうからは先議分以外の議案ということで議案第 59 号鳥取市公営企業職員の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、これは、先だって 2 月 26 日水曜日だったですかね、1 回目の福祉保健委員会のときに一応説明したとおり、人事院勧告に伴うもので、それによって一部改正せざるを得んということで提案させていただいております。それから議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正についてということは、診療科領域によって研修期間が若干ずれるという場合がございますので、これに対応したものにしたいということで提案させていただいております。

概要説明については前回の 26 日のときに松田次長のほうからお話ししたとおりでございます。それから福祉保健分科会のほうでは予算審査分ということで、議案第 27 号令和 7 年度鳥取市病院事業会計ということで約 7 億の赤字予算とさせていただいておるとということも前回の委員会のときにお話ししたとおりですので、よろしく審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いします。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で説明いただいております。

議案第 59 号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 59 号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 前回資料いただきました扶養手当の見直し、それから単身赴任手当の要件拡大、再任用職員への手当支給の拡大という 3 つの要件がありました。それについて分からないので教えてください。（3）の再任用職員への手当支給の拡大、第 25 条やその他ですが、暫定再任用職員を住居手当の支給対象とすることというのが附則第 15 条で、それも改正するというふうにありました。この暫定っていうのとそれから定年前再任用、これは分かります。暫定っていうのはどういう対象の人っていうことになるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。暫定再任用は、現在定年延長で今年退職され

る方は 2 年間延長というようなことになると思いますけども、その定年延長 2 年が終わった後に 65 になるまで年金が受給できないということがあって、再任用という形で、定年延長後に暫定再任用という形で経過措置で 65 まで延長されますので、定年延長が 65 までいけばそれで暫定再任用という制度は終わりという形になりますので、そういった職員さんになります。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 59 号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 すみません。私の勉強不足なところもありましてお願いいたします。この奨学金制度を活用されまして月々 20 万円と、それから入学したときの 28 万 2,000 円ということ満額お借りしたとします。それで、その方が市立病院のほうに医師として勤続された場合には、これっていうのは全部勤続すれば全額免除になっていくというふうな考え方でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。決められた義務年限を果たしていただければ全額免除という形になります。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 基本なところすみませんでした。そして、このたびの改正の中で、この資格取得をするために一時期市立病院さんのほうから離れられて、そして、あえてまた、資格を取得されてから帰ってこられるというところで、このときのもですね、免除といいますか、奨学金についてはその期間を条件があるにしても免除されるというふうに捉えさせていただいてよろしいものでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼教育総務課長 事務局次長松田です。専門医を取得するために、例えば 3 年間大学に行くっていうような場合に 3 年間は返還猶予という形になるので、その後、残りの勤務で義務年限を 3 年間延長をかけますので、決まった年限はきちんと果たしていただいた上で免

除という形になります。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 よく分かりました。本当にありがとうございます。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 専門研修に出たいという要望が増えてきているのか、そうじゃなくて、やっぱりもう出て資格を取ってもらうということが医師としてのレベルアップやそれから技術習得に必要な時代になっているというふうに考えたらいいいのか、そこら辺をちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 当院としても専門医の獲得ということが非常に重要な課題になりますので、当院で専門医の資格が取れない以上は、専門医を取ってきていただくということは、もちろん本人のどういう診療科に進みたいかという希望を聞いた上ですけど、そこで専門医を取りに行くっていう方がほぼ、ほとんどですので、そういったニーズに合わせて対応させていただいておるということでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは、これまで専門研修出しておられて、やっぱりなかなかその辺が大変だったというような御意見を聞いていらっしゃるということなんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 専門医の資格が取れるその年数が診療科によってばらばらになってきたということがあって、当院の条例自体がもう 3 年ということになっていたところを、その不具合を解消するためっていうことが主な目的でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 61 号鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前 10 時 11 分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前 11 時 20 分 再開

◆勝田鮮二委員長 ただいまから福祉保健委員会を再開いたします。

本日の日程でございますが、まず、福祉部の先議分以外の質疑、討論、採決、追加分の質疑、

討論、採決を行い、続いて令和 7 年度の当初予算の質疑を行います。令和 7 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それでは初めに蔵増福祉部長に挨拶いただきたいと思います。蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 福祉部の蔵増でございます。本日は前回 2 月 26 日の委員会に御説明を申し上げました議案に加えまして、3 月 6 日に追加の補正予算を計上させていただいております予算議案が 1 件と条例の改正に係る議案が 1 件追加でございます。追加提案させていただきました議案第 69 号は令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の関係といたしましては予算の繰越しに係る内容でございます。また、議案第 70 号につきましては国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、本市の国民健康保険条例を一部改正するものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。その後の予算審査特別委員会の分科会では当初予算について御審議をいただきます。こちらにつきましては、前回の分科会で主な事業につきまして説明をさせていただいております。本日は御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で説明をいただいております。

議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 48 号鳥取市特別会計条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 54 号鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて議案第 54 号鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 54 号鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 62 号鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは続いて追加提案分に入ります。議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について説明をお願いします。はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。それでは私のほうから議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算について説明させていただきます。説明は本日お配りしております資料 1 を御覧ください。2 ページ目を御覧ください。繰越明許費についてでございます。事業名は地域医療介護総合確保事業補助金でございます。令和 6 年度の予算額 1 億 8,110 万 7,000 円を全額繰り越すものでございます。この事業の内容といたしましては、地域密着型サービス等の整備への助成事業として 3 件、介護施設等の開設準備経費支援事業として 4 件の、合わせて 7 件の事業費となります。1 つの施設で両方の支援事業を活用されてる場合がございます、整備される施設数としましては 4 施設の事業費となります。

この事業費につきましては、財源に県の地域医療介護総合確保基金(事業)補助金を活用しておりますが、今年度につきましては県からの内示が令和 6 年 11 月でございました。ですので、この後の事業着手となったことから、適正工期を確保するために令和 7 年度に予算を繰り越し

て事業を実施するものでございます。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 令和6年11月に県から内示があったってということなんですが、申請が遅かったから内示も遅くなったのか、その辺の理由を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。この事業につきましては、申請をした後に県が国からの財源を確保した後に、県が市のほうに交付決定をするという流れになっておりまして、毎回、この事業につきましては繰り越して事業を行っておるものでございまして、市としましては早い段階で事業費のほうは申請させていただいているということです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 11月に内示ということで全繰りなんですけど、一部その設計や基本設計みたいなことは全然かかれなかったんでしょうか、その理由を。普通、全繰りって言えばね、あれなんで、その辺は、理由とか教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。法人さん、事業者さんのほうですけども、県の内示を受けて交付決定をさせていただいた月が令和7年1月とか2月になっております。どうしても内示を受けた後、書類審査等ございますので、交付決定をさせていただいたのが今年になってからということで、すみません。事業の進捗状況についてはちょっと確認をしておりますが、その後に事業を進められているということになりますので、できることをされているという、設計なり、開設準備としましては備品購入等がありますので、そういった準備をされていると考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 関連してなんですけども、その4か所の施設の、きっと経営の計画といえますか、事業の計画を持っておられると思うんですね。そちらのほうの事業に支障が出たとか出ないとか、そういった情報っていうのは入っておりますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 事業者さんのほうからは、そういった支障があるとかというような御意見等はいただいております。この事業かかるに当たりまして、毎回こういつて繰越しということとなっておりますので、その旨御理解いただいた上で活用していただいているのかなと思っています。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 70 号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、議案第 70 号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。それでは議案第 70 号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。資料は本日お配りしている資料 2 を御覧ください。2 ページからになります。この条例改正は国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして国民健康保険料に係る賦課限度額の引上げ及び保険料軽減の対象を拡大することを目的としているものです。改正する内容としましては、まず 1 点目です。賦課限度額の見直しです。まず、保険料ですけれども、被保険者の負担能力に応じる部分がありますが、あまりにも高い保険料になると受益との関係などから、被保険者の納付意欲に与える影響がることや、国保制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険料の賦課額に一定の限度を設けております。この限度額について国の基準に基づいて見直しをするものです。

具体的には、基礎賦課分について現行が 65 万円を 1 万円引き上げて 66 万円とし、後期高齢者支援金等分について現行が 24 万円を 2 万円引き上げて 26 万円に改正をするものです。なお、ここには記載はありませんが、介護納付金分 17 万円は据え置きとなりますので、保険料の賦課限度額の合計としましては 109 万円、現行が 106 万円のものを 109 万円になります。また、この限度額を超過する世帯を令和 6 年度の所得で試算をしてみたところ、約 180 世帯となりまして、世帯の合計所得が約 950 万円以上、給与所得でいいますと、約 1,100 万円以上の世帯に影響があるものです。保険料としましては、約 490 万円の増収を見込んでおります。

2 点目ですが、国民健康保険料の軽減判定基準の見直しです。保険料を決定するに当たって国が定める所得基準を下回る世帯については、保険料の均等割と所得割が軽減をされます。今回の見直しは 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるというものです。具体的には、5 割軽減は現行の 29 万 5,000 円を 30 万 5,000 円に、2 割軽減は現行の 54 万 5,000 円を 56 万円に引き上げます。この基準額は物価の上昇などの影響で、これまで軽減を受けていた世帯が軽減対象から外れないようにという法令上のルールではありませんが、経済動向等を見極めて見直すという慣例がありまして国のほうで見直されているものです。

見直し幅は、消費者物価指数などを総合的に勘案して決められているものです。これによる対象世帯ですが、令和 6 年度の所得で試算をしてみたところ、5 割軽減世帯は約 110 世帯の増、2 割軽減世帯は約 20 世帯の増となりまして、保険料を軽減する額としましては約 470 万円の見込みです。なお、保険料の軽減制度による減収分は県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 で補填をされ

る仕組みとなっております。条例の施行は令和 7 年 4 月 1 日としております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 物価上昇や経済動向見て（２）のほうの 5 割軽減判定、2 割軽減判定のことで、経済動向を見て見直すってということで先ほど影響額 470 万という報告でした。これは自動的に保険料を算定された後、自動的にこちらが該当するということではなく、自動的にみなして保険料に反映するものという理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。はい。岩永議員がおっしゃるとおりで自動的に見直されるものになります。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 物価上昇で 5 割軽減で 110 世帯、2 割軽減で 20 世帯ということで、合計約 130 世帯がその対象が増えていくということで、片方でそういうことはありながら、1 番のほうでは限度額上げていくということなんだという理解をさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 5 割軽減やそれから 2 割軽減ってということで、本当に物価上昇、経済動向を見て見直すということがありながら、賦課限度額は毎年上がっていつています。それで、毎年上げるのは、国が上げるからそれに準じて上げていくということなんだと思いますが、本当に国保の世帯で先ほど 180 世帯対象があるというふうな説明でした。それで 490 万の増収になるということで、そうは言っても国保世帯ですので、年金や自営業、あるいは農業の方という方々なので、本当に物価上昇、経済動向を見るならば、国の方針といっても上げるべきでないというふうに思います。反対です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は賛成の討論をさせていただきます。国保は税金と国保加入者とで半分半分ということで、将来に持続可能な制度として残していく必要があると考えるところでございます。だから、所得の低い方からは、その限度額を上げるけど、上の方、180 世帯ですけども、やっぱりそれなりに 1 万円とか、2 万円ですけれども、負担をしていただくのが、これが持続可能な国保を続けるために必要だと考えるためでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で討論を終結します。これより議案第 70 号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 賛成多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

請願

令和7年請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして令和7年請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設を求める意見書の提出を求める請願の審査に入ります。本件につきましては、前回の委員会において、本委員会で引き続き審議することとなっております。それでは委員の皆様から質疑、意見等いただきたいと思います。平野委員。

◆平野真理子委員 私はこの意見としてですけども、前回も意見させていただきましたけれども、この社会の高齢化に比例して難聴の方も年々増加しています。それで難聴は、認知症の危険因子の1つというふうに言われております。また、難聴になると人や社会とコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されています。その難聴の対策として今、補聴器が知られていますけども、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器であります。

一方で、今、様々な原因でこの外耳道が閉鎖している方には、聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。さらに、近年、これらの2種類の補聴器に加えて耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されました。まだまだ補聴器と比べると使用者は少ないかもしれませんが、こうした聴覚補助機器は、この従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方やつけることそのものが難しい方に対しての新たな選択肢と今なっております。

このように様々な難聴者に適用できる聴覚補聴器等の選択肢が整ったところですので、そういったことを考えますと、この補聴器購入に係る今回公的補助制度っていう創設が求められておりますけども、逆に補聴器だけではなく、そうした環境を、補聴器以外でもある、まずはこの難聴者に対しての支援をしていくそういう環境が必要だと思しますので、検診であったり、また、相談窓口であったり、そうした環境を整えることに力を入れることが必要だと考えますので、補聴器だけにこの支援をしていくというこの制度創設を求める意見には賛成しかねるところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 前回の委員会でも発言させていただいたことと重なるような発言になりますが、また、平野委員さんとも同じような意見になるんですけども、やっぱり今の補聴器というのが気導補聴器であることに加え、骨導補聴器というようなものや、新しいイヤホン等も開発している中で、何か、いわゆる補聴器ということだとどまらず、まだまだ開発とか、そういうものを見ていくべきだと思いますし、さらに、買われておる方の中でも、結構な高額のものを買われてもやっぱり合わなんだとか、何か、もう少しきちっとした医師の適切な指示といいましょうか、何かもう少し制度的なといいましょうか、医療的なものが上がっていけば合うものも無駄なく買っていいといいましょうか、何かね、まだ研究途中っていうような感じもありまして、ちょっと賛成しがたいというようなところであります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 平野議員さんは様々な補聴器が開発されていたりっておしゃったんですが、この請願者の方は、いろんなものがあるかもしれないけど、今のこの多く出回っている補聴器について補助してほしいという要望なんですけど、これについては、平野委員さんどういうふうに思われるんでしょうか。聞いてみたいんですが、委員長。

◆勝田鮮二委員長 はい。

◆岩永安子委員 委員間討議を。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、委員間討議を認めますか。どうでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

◆勝田鮮二委員長 いいですか。それでは認めます。

◆岩永安子委員 はい。平野委員さんに。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 確認ですけど、今のは、補聴器購入についてはこの請願のこのとおりの意見についてはどうかという御質問ですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆平野真理子委員 はい。補聴器購入に係るっていうこれだけでは、ここの請願の趣旨にある、ちょうど請願理由ですね、1、2、3、4、5、6行目のところの、この私たちは専門医や技能者と補聴器購入前の相談からアフターケアまで安心してこれができるようにする支援は、認知症の予防、さらには健康寿命の延伸、治療費の抑制にもつながるものと考えますと、こういうふうに請願理由にありまして、それで私は、この3行はとても大事なことだというふうに思うんです。

だけど、この3行のことを言うんだったら、この補聴器購入に係る公的補助制度っていうのでは足りないというふうに思うんです。その一部かもしれないけど、私はむしろこの3行のことを考えるならば、もっと検診を受ける人を増やしてやっぱり難聴かな、聞こえづらくなってきたなって思われる方が、この検診を受けてやはり具体的に耳鼻咽喉科に行くとか、病院に行くっていうのにつながらないと、まず、この補聴器購入っていうところにいきませんし、それから、早期発見、早期治療っていうところにつなげるためにもいけないということと、そうした相談いろんなものがあるので、必ずしも補聴器だけではなくっていう意味で、そのためには、ここの請願の補聴器購入に係るっていうだけでは、ここの3行も成り立たないのではないかなというふうに感じるので、というふうに思いますけれども。答えになってますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私は、ここの3行に書かれていることは、大事なことだっていうふうに請願者の人も考えておられる。しかし、検診の制度だとか、難聴の検診の制度なんていうのは、今ありませんし、やっぱり作っていかないといけないもんだろうなというふうに思います。それこそ問診だとか、あるいは本当に健康診断の中に具体的に入れていくとか、そういうこと必要なもんだろうなと思いますが、今ない状況の中で一番出回っているのが補聴器、一般的に出回っているのが補聴器、これからもっと開発されてきたりする、精度のいいものも本当に開発されていくんだろうと思いますが、もう待っておれませんし、そういうものは順々に拡大していく

ことができるんじゃないかというふうに思います。

しかし、請願者の方はそういうことも踏まえた上で、今ある補聴器について、現実の問題としては非常に高いわけで、それに対して公的補助があればもっとたくさんの加齢性難聴の方が購入に向っていくことができるんじゃないかというふうに思いますので、それこそメガネや何かと同じように、補聴器が購入できるように補助をしていくことによって、高齢者の方がより元気で長生きしていくことができるというふうに思いますので、賛成したいと、意見書を上げたいというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 私からも紹介議員である岩永委員に1つ質問をさせていただきたいんですけども、この請願理由の下から1、2、3、4、5、6行目ですかね。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、高度重度難聴の場合には補装具支給制度により1割負担ですが、ここは分るんですが、中等度以下の場合には購入後に医療控除が受けられるものの、その対象者はごく僅かで、約9割の人は自費で購入している現状ですというところなんですけれども、この9割の人は自費でとありますが、全体の人というのはどういう人が全体の人になるのか、このその対象者はごく僅かで、約9割の人は自費で購入している現状ですというところをもう少し本市の状況だったら、どんなふうに考えれるのかということをお教えいただけますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 本市の状況ではというの、ちょっと私も細かいところをつかんでいません。むしろ障がい福祉課の課長さんのほうがつかんでおられるかもしれませんが、中等度の人が加齢性難聴の人の場合には多いわけですね。しかし、中等度は身体障害者手帳に該当しませんので、高度重度難聴の人の中には高齢者の方もおられると思います。以前に課長にお聞きしたときに高齢者の方が手続しましたよってというお話もお聞きしましたので、実際は非常に重度になるまで補聴器を持っていなかった、あるいは補聴器持っていたけども、重度になってこの身体障害者手帳の手続に行かれて1割負担でということになった方もあると思います。多くは中等度で、それがどれくらいおられてというのは、ちょっと私は分かりません。しかし、そういう方々は手帳の対象になりませんから、自費で買っておられるという状況だと思います。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 すみません。今、質疑なのか討論なのかということもちょっと分からない。

◆岩永安子委員 今は委員間討議。

◆勝田鮮二委員長 では、委員間討議は終わります。質疑でそのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田でございます。ちょっと質疑、質問のほうなんですけど、そもそものところで、ずっと考えていたんですけど、今の補聴器を購入されるに当たって鳥取県の中では何市町か制度があるということで書いてあります。いろいろ調べると県内には12市町がこの補聴器なんですけども、購入の補助をやっておられました。ここに書いてないのは八頭と智頭が書いてないでないかなと思うんですけど、おおよそ3万円でした。これそもそも我が鳥取市の中で、こういう制度がこれまでほかの市町に併せて制度化しようとしたものなのか、いや、

まだ何も考えてないというか、その状況って一体どう何だろうかなというところ、これはどちらに向って質問していいかなっていうところなんですけど、執行部さんおられるのでいいですか。ちょっと市として、このほかの周りの市町がある中で、今どのように考えておられるかというところをお尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。加齢性難聴の聞こえのフレイルということで長寿社会課のほうを担当しておりまして、現在、市のほうでは今年度からなんですけど、聞こえのチェックシートを作成しまして、フレイル予防ですとか、地域包括支援センターの方、センターで相談業務等をされたり、介護予防教室等で活用していただくような形で利用促進を図っているところです。

補助制度につきましては、現在市では創設については、検討はしておりません。先ほど来、委員さんの方からもいろいろ御意見等お聞きしたところですけども、補聴器を購入されても、合わないということで、何個も補聴器を持っておられる方がおられたりですとか、あと、買ってもつけてない。それから最低でも10万ぐらいの補聴器をつけたほうがいいというようなお話も聞いておりまして、そういった購入しても、きちっと自分に合った補聴器をつけておられない方が多いというような現状をお聞きすることが多いもので、市としましては、補聴器についての相談会っていいですか、あなたの状態はこういう状態なんですよって言ったような現状を、その方の状況を把握した上で、相談を受けるような相談会を来年度以降、開催していこうかなというふうに取り組を進めていこうかなと考えているところです。

その取組に当たりましては、言語聴覚士さんですとか、専門職の方に協力していただいて実施できたらいいかなというふうに考えているところです。ちょっと言語聴覚士さんからちょっとお聞きした話だと、市内の補聴器販売をしている事業者さんはチェックとかされると言うんですけども、きちっとした資格を持っておられる方がお店におられる場合が少ないというような実態もちょっとお聞きしているもので、なかなか補助制度を作っても、その方に合った補聴器を購入していただけるようにはならないのではないかなというところもありまして、現時点では補助制度については検討していません。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 詳しくお聞きさせていただきました。ありがとうございます。そうですね、聞こえのチェックシートというところですね、以前も紹介してくださる中で、まず、聞こえにくい方は耳鼻咽喉科に行きましょうということで、医学的なところも見ましょうということで資料の中では4つの、ちょっと今、持って来ていないんですけども、医療機関名なども紹介されながら、実際、自分がなぜ聞こえないのかいうところを調べましょうということで取り組まれているというところ、そこだけ分かっていたんですけど、じゃあ、そういった実態がまだ明確じゃあないので、いろんな状況があるので、市としてはまだ補助制度のところまでは取り組まかってない。

ただ、場合によって、ある程度照準が定まるといいですか、こうなれば実際に聞こえを回復するといえますか、効果があるというふうなことが来年以降のその勉強会、検討会や、そうい

ったその資料を踏まえて、効果があるということが分かってくれば補助制度というのはまた考えることはできるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。最終的に補助制度を作ることを目的に事業を取り組むというようなことではなくて、やはりどうしていくのかが、今後こういった聞こえのフレイル、認知症との予防等の絡みもありますので、そういったところをいろいろ取組を進める中で考えながら、補助制度ありきというわけではなく、市民の皆さんにとって大切な聞こえというところをどう御理解をしていただきながら、補聴器に限らず御自身の聞こえについて正しい意識ですとか、理解ですとか、そういったところを持っていただけるように、取り組んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 聞こえのチェックシートで、上げていただいた耳鼻咽喉科の先生は、やっぱりきちんと自分のところで診断をして紹介をしてくださるわけで、私、資格を持っているお店が少ないって言われましたけど、ちゃんと資格を持っているということを明確にしておられるお店はちゃんとありますので、そこはやっぱり耳鼻咽喉科の先生とちゃんと連携を取っていくということが必要じゃないかというふうに思います。

それから本当に相談会をね、聞こえの相談会の開催を、今、考えているというふうに言っていたいたんで、それは期待しております。聞こえるかな、大丈夫かなって思う方がやっぱり相談に行って、言語聴覚士さんや耳の状態をはっきりしていただくことによって、やっぱりきちんと耳鼻科にかかったほうがいいですよっていうことを助言してくださるんだと思います。

問題はそこからなんですよね。助言をしていただいて耳鼻科に行って、だけど、やっぱり本当に高い補聴器になるわけで、聞こえるという状態をつくっていくためには、やっぱり補助制度が必要なんだというふうに思いますので、それを県内の状況はそういう状況ですけど、国にやっぱりつくってほしいという、国につくれという意見書を上げるというところでは、それによってたくさんの方が改善されるというふうに補聴器確保につながると思いますので、ぜひ皆さんの賛同を得たいなというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 今、松本課長からのお話で、今、岩永委員のお話もありましたけど、市より相談会も開催される予定といいたいまいしょうか、かもしれないということで、そこで例えば補聴器を買う前提でなくして、例えばこの状況であればこうこうこうで、耳鼻科医さんに通われてこうこうこうした治療を受けられたらいいですよとか。だから、イコール全て補聴器に補助するというようなことよりも、例えば、今、相談会ですよ、Aタイプの補聴器使っておるけども、これだったらBのほうがいいですよとか、Cのほうがいいですよとか、何かそういうことが先で、その相談会も行われてないうちに、その補助金を出します。出しましょうという、ちょっと順序が違うと思うんですけどね。という意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは質疑を終結します。討論はございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 私はこの請願に対して反対の立場で意見を言わせていただきます。この請願はあくまでも補聴器購入に係る公的補助制度創設を求める意見書です。先ほど意見でも申し上げましたけれども、今、様々な難聴者に適応できる聴覚補助機等の選択種が整っております。ですので、まずは検診を勧めたり、また、相談窓口で対応をしてこの難聴者の方に適切なこの支援ができる取組、環境整備を整えることのほうが優先であるというふうに考えますので、そのように意見させていただきます。討論をさせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 加齢性難聴の方で、補聴器をつければ本当に改善できる方はたくさんおられるわけです。現状の中で、しかし非常に高額だという状況の中で公的補助制度をつくることで補聴器を手にすることができて、それによって会議に出たって聞こえんから面白くないとか、ひきこもりになったりするというのを本当に避けることができると思います。公的補助制度を国につくれという意見を上げることについて賛成です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で討論を終結します。これより令和 7 年請願第 1 号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設を求める意見書の提出を求める請願を採決します。本請願に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 それでは賛成少数です。よって本請願は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の御意見等お願いします。それではただいまいろいろ意見等出ますので、正副委員長でまとめさせていただき、その委員会の最後に確認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 では、以上で請願審査を終了します。それでは休憩に入りたいと思います。再開は 13 時 10 分ということでよろしくお願いします。

予算審査特別委員会福祉保健分科会へ切替え 午後 12 時 11 分 休憩

福祉保健委員会へ切替え 午後 3 時 31 分 再開

◆勝田鮮二委員長 それでは予算審査特別委員会福祉保健分科会を一旦終了し、福祉保健委員会を再開します。

その他

令和 7 年度福祉保健委員会視察について

◆勝田鮮二委員長 その他の項目でございます。それでは次に令和 7 年度福祉保健委員会視察についてです。前回の委員会で日程を決めさせていただきました。5 月 12 日月曜日～14 日水曜

日の 3 日間としております。本日は視察先と視察項目について協議いただきたいと思います。皆様から御意見がありましたらということで、前回、もしこういう項目でこういうところに行きたいとかありましたが、1 件出ていますが、それ以外は出てません。それは横須賀市のエンディングプランサポート事業ということで、終活ですね、一人暮らしの葬儀や納骨などが御心配な方へということで、何か先進的な取組をされているらしいです。ただ、相手があることですから、私たちが行きたい日にちに受入れがしてもらえるかどうか分かりません。ですから、そういうことも頭に入れながら委員長、副委員長に任せていただければなあと思いますが、どうぞ。

◆西尾彰仁委員 ちょっと私もそれなりにインターネットとか、いろいろ調べ、本とか見たんですけど、おもしろい子育て支援の充実団体で表彰されとるのが千葉県松戸市と東京都板橋区、愛知県の一宮市ですね、この 3 つが子育てのあれで、それからおもしろい取組としては近くじゃないですけど、三重県の津市というところが退職後の男性が浮いてしまうと、それで、育じい、じいさんが地域の子供を預かって放課後児童クラブやっているという育じいをやっとなんていう、何かおもしろい、確かに女性の知名度って地域ですごくあるんですけど、男性って知名度がなくなるんですよ、退職すると、仕事ばかりしとって。それから千葉県の木更津市に週末の子どもの過ごし場ってということで、NPO 法人が里山で子どもが輝くというようなことをやっておりますんで、この辺りをちょっと、さっき言った東京近辺ですし、

◆岡田信俊委員 方向一緒なんね。

◆西尾彰仁委員 方向一緒です。この辺でちょっと皆さんもですけど、私も検討して見積もって見たらどうかなと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい。前は東北みたいな話も少し出ていましたが、別にそれはそれでいいです。また、次に行けばいい話ですが。今ちょっといろいろと出ましたので、あまりね、北から南まで長い距離を移動することはちょっと難しいので、大体そのエリアに行くというような形で、あとは委員長、副委員長に任していただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 日にちだけは皆さん確保しておいてください。ありがとうございます。そのほか、皆さんから意見ありますか。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。

午後 3 時 35 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和 7 年 2 月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和 7 年 3 月 1 2 日（水）

10：00～

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

市 立 病 院

―――《福祉保健委員会》―――

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 59 号 鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- ・ 議案第 61 号 鳥取市立病院医師奨学金貸与条例の一部改正について

―――《予算審査特別委員会福祉保健分科会》―――

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 48 号 鳥取市特別会計条例の一部改正について
- ・ 議案第 54 号 鳥取市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 62 号 鳥取市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について

2 議案（追加分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 69 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）
- ・ 議案第 70 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

3 請願【質疑・討論・採決】**<請願（新規）>**

- ・ 令和 7 年請願第 1 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的補助制度創設」を求める意見書の提出を求める請願

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 14 号 令和 7 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算

- 議案第 17 号 令和 7 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

―――《福祉保健委員会》―――

そ の 他 福祉部終了後

- 令和 7 年度福祉保健委員会視察について